## 16 新規就農・経営継承総合支援事業 【23,877(13,574)百万円】

- 対策のポイント ——

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

#### く背景/課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳(平成22年)と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、**2万人/年の青年新規就農者が定着**すること が必要ですが、**40歳未満の若い就農者は1万4千人**(平成23年)にとどまり、そのう ち**定着するのは1万人程度**です。

### 政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

#### <主な内容>

1. 新規就農者確保事業 23,282(12,980)百万円 (※うち青年就農給付金事業:17,490百万円)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して 実施する実践研修等に対して支援(最長2年間)します。

#### 2. 農業者育成支援事業

595 (595) 百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援します。

また、就農希望者等に対する**全国的な求人情報等の提供や就農相談**、就業前の**短期就業体験**の実施を支援します。

補助率:定額、1/2

事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

「お問い合わせ先:経営局就農・女性課 (03-3502-6469 (直))]

# 新規就農・経営継承対策の全体像

もらうなどの事前準備を支援。

25年度予算 新規就農・経営継承総合支援事業 【239億円】 (24年度補正予算(青年就農給付金・農の雇用事業) 【99億円】)

#### 就農開始 就農準備 経営確立 法人正職員としての就農 独立・自営就農(※) (高校卒業後を支援) 青年就農給付金(準備型) ① 青年就農給付金(経営開始型)② 所得の確保 法人正職員として最低賃金以上を 最低賃金 確保 (約820円×1800時間) ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村 県農業大学校等の農業経営者育 の確保 成教育機関、先進農家・先進農 が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位 業法人で研修を受ける場合、原 置付けられている(又は位置づけられると見込まれ 法人側に対して農の雇用事業 ③ る)原則45歳未満の独立・自営就農者について 則として45歳未満で就農する者 に対し、研修期間中について •年間150万円を最長5年間給付 (1)+(2)+(3)・年間150万円を最長2年間給付 〇市町村等が適切な就農をしていないと 判断 1)法人に就職した青年に対する研修 合計で 233億円 経費として年間最大120万円を助成 した場合は打ち切り 〇研修終了後1年以内に、独 •青年就農給付金 〇所得が250万円以上ある場合は給付しない (最長2年間) 立・自営の経営開始又は農業法 175億円 人等へ就農しなかった場合、及 2)法人等の職員を法人の次世代経営 ※親からの経営継承(親元就農から5年以内) 農の雇用事業 び給付期間の1.5倍(最低2 者として育成していくために先進法人・ や親の経営から独立した部門経営を行う場合 58億円 年)以上就農を継続しない場合 他産業へ研修派遣する経費を助成 ま対象 は全額返還 (月最大10万円、最長2年間) 農業経営者育成教育のレベル 技術の習得 アップのための助成 機械・施設の 就農支援資金(無利子) スーパーL資金 導入 経営の複合化、多角化 経営体育成支援事業 等に必要な物を含む 農地利用集積円滑化事業等により農地 就農しようとする市町村等とよく相談し、 人・農地プランに位置付けてもらい、 利用を確保 農地の確保 ・農地利用の目途をつける 就農相談 ・法人正職員としての就農の内定を